秘密保持等誓約書

私は、株式会社サイバーエージェント及び関連会社(以下、「貴社ら」という)に対して、以下の事項を遵守することを誓約し、ここに証します(以下、「本誓約書」という)。違反する行為があった場合、不正競争防止法違反に該当する可能性があり、刑事罰、民事罰の対象となることを承知します。

第1条(就業開始・終了における誓約)

私は、就業開始時および終了時において以下の事項について誓約いたします。

- (1) 履歴書その他の貴社らに対する提出物に関する記載事項は、すべて事実に相違ないこと、及び著しく通常の勤務に影響を及 ぼすような事項の非開示がないこと
- (2) 貴社らの体面や社会的信用等を汚すような一切の行為をしないこと
- (3) 過去も含め反社会的勢力またはその関係者(親族も含む)ではないこと、またはそれらを利用しないこと
- (4) 就業終了時においても、就業開始時に誓約した上記事項について相違がないこと

第2条(守秘義務)

- 1. 私は、就業中、就業終了後を問わず、貴社らの在職中に知り得た以下の各号に規定した情報(以下「秘密情報」という)を自己または第三者のために利用し、あるいは、第三者に対して、開示、漏洩、公表しません。
- (1) 広告商品・サービスに関する技術上の秘密事項
- (2) 広告商品・サービスの企画開発に関する秘密事項
- (3) 営業政策および顧客に関する秘密事項
- (4) 経理財務に関する秘密事項
- (5) 人事管理上の秘密事項(役職員名・組織図含む)
- (6) 他社との提携事業に関する秘密事項
- (7) 取引先に関する一切の情報
- (8) 将来の事業計画、開発計画に関する事項
- (9) 関連会社における前各号の事項
- (10) 以上のほか、貴社らの利益保護のために秘密としておく必要がある一切の事項
- 2. また、前項の定めに関わらず、秘密情報(退職時に貴社らと合意した事項を含む)に関して、投稿サイトへのメール投稿や、電話、メール、FAX、面談、その他手段を問わず、第三者に対して、開示、漏洩して、貴社らの名誉や信用を毀損する言動を行いません。特に、貴社らの従業員や元従業員等に対して、当該秘密情報を伝え、又は当該秘密情報に関連する情報を得ることを目的として電話、メール、FAX、面談などの接触を行いません。

第3条(秘密情報の返還)

私は、貴社ら就業終了時に、秘密情報に関する資料等一切について、原本、秘密情報が保存されたパソコンその他の記憶媒体、それらのコピー および関係資料等を貴社らに返還し、自ら保有等(データの送信なども含むがこれに限られない)しません。

第4条(信用の保持)

私は、貴社らに対し、自らまたは第三者をして会社やサービス等の信用を棄損するようなインターネットメディアやSNSへの投稿の一切(書き込み・動画・静止画等を含むがこれに限られない)を行いません。

第5条(前職情報の利用禁止)

私は、前職において秘密として管理された営業上または技術上の情報であって公然と知られていない情報を利用して、貴社らにおいて業務を行いません。

第6条(備品の取り扱い)

私は、セキュリティカード、PC、携帯電話などの備品を受領した際には、取扱いに十分な注意を払います。また、それらの紛失に伴い、貴社らに 損害を与えた場合には貴社らの取るしかるべき処置に対し、一切の不服を申し立てず従います。

第7条(社員の引き抜きの禁止)

私は、就業終了の前後に関わらず、貴社らの役員および従業員を勧誘したり、引き抜いたり、自ら行う事業または職務に従事させ、または自らの 雇用主に雇用させません。

第8条(インサイダー取引規制)

私は、就業終了後1年間は、就業中に業務上取得したインサイダー情報により、貴社ら及び貴社らグループ会社の株式等の売買を行いません。 また、就業終了後1年間に、貴社ら及び貴社らグループ会社の株式等の売買を行う場合は、事前に株式売買等届出書を提出いたします。

第9条(誓約違反)

本誓約書に違反したことにより貴社ら(関連会社を含む)が不利益を被った場合は、貴社ら(関連会社を含む)が受けた直接の損害および機会損失等の間接損害について、貴社ら(関連会社を含む)に対し、その一切の損害を賠償します。さらに、秘密情報の漏洩が判明した場合(またそのおそれがある場合も含む)は、不正競争防止法違反に該当し、刑事罰も含めた処罰がありうることについて承知します。

氏名:大宮尚生

2025年 09月24日

以上

秘密保持チェックシート(退職時)

私は貴社を退社するにあたり、最終出社日までに以下の事項を確認し、誓約いたします。 違反する行為があった場合、不正競争防止法違反に該当する可能性があり、刑事罰、民事罰の対象となることを承知します。

- ※内容確認、対応後、ロ 欄にチェックを入れて提出してください。
- 四 業務上で知り得た公開されていない下記情報(議事録、メモなど社内用に作成した文書全般も含む)が、機密情報であることを認識し、いかなる方法によっても保存、転送、転載、利用は致しません。
 - 1. 経営に関する情報 業績の数字や目標達成状況、ゲームのスペンド実績、サービスの会員数、DAU等の経理指標、進捗情報など
 - 2. 事業に関する情報 リリース前の会社設立や吸収合併解散、新企業新商品に関わる内容、取引先との契約内容など
 - 3. 営業に関する情報 取引の価格、商談、提案内容、企画書、レポート、取引先の新商品情報、キャンペーン予定、名刺、取引先・顧客の一覧(連絡先 含む)など
 - 4. 認証に関する情報 パソコン・社員向けシステムや、業務で使用するツールのログインID やパスワード、アクセスキーなど
 - 5. 個人に関する情報 個人識別符号、会員情報、口座情報、クレジットカード情報、プライバシーポリシーで定めた情報など
 - 6. 知財に関する情報 写真などの素材データ、音楽・ボイスなどの音源データ、タレント宣材写真、ソースコード、取引先から貸与された資料・使用許諾を 受けた素材など
 - 7. 人事に関する情報 人事リリース前の人事異動の内容、組織図、役員や従業員の連絡先、スケジュール、従業員の経歴情報など
- ☑ 会社または所属部署が貸与していたデバイス以外の私物デバイス(PC、スマホ、タブレット、可搬メディア[USBメモリー/ポータブルHDD]な ど)に保存されている機密情報データについては、自身が責任をもって削除します。
- 図 会社または所属部署が付与していたSNSやSaaSアカウント以外のアカウントに紐づいて保存されている機密情報データについては、自身が責任をもって削除などの適切な対処をします。
 - 図 機密情報データを私的クラウドストレージ又は個人メールにアップロード・送信していない/当該データを削除しました、または速やかに削除します。
 - 図 業務上貸与されていたPCのバックアップイメージ(Time Machine 等)を個人資産に保存していない/当該データを完全に削除しました、または速やかに削除します。
- ロ 会社にライセンスされたソフトウェアを私物の端末に保持していない、していた場合、当該ソフトウェアを削除しました、または速やかに削除します。
 - 図 認証に関する情報を個人のパスワードマネージャー・端末に保存していない、していた場合、当該情報を完全に削除しました、または速 やかに削除します。
- ロ 個人所有デバイスに会社から貸与されていたアカウントへのログイン状態・設定等が残っていない、当該情報を完全に削除しました、または 速やかに削除します。
- 図 業務で利用した共有アカウントへのアクセスができないようMFA通知端末の変更や、パスワードの変更を依頼しました、または速やかに依頼します
- 回 個人アカウントのメールアドレス、SNS(LINE、Facebook、メッセンジャー、その他チャット機能等)において、業務用途で利用した内容については、自身が責任をもってグループ退会、削除などの適切な対処をします。

2025 年 09 月 24 日

氏名: 大宮尚